

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会
第9回会合 議事要旨

1 日時 平成23年6月3日(金) 10:00～11:30

2 場所 総務省11階 第3特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

堀部座長、木村構成員、桑子構成員、野原構成員、藤原構成員

(欠席:相田座長代理、岡村構成員、清原構成員、國領構成員、長田構成員、
別所構成員、松本構成員)

○ワーキンググループ主査

長谷部主査、新美主査

○総務省

平岡総務副大臣、

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、前川総務課長、原口電気通信事業部長、
高崎情報通信政策総合研究官、古市事業政策課長、鈴木消費者行政課長、

大村消費者行政課企画官、松井消費者行政課課長補佐、長瀬消費者行政課課長補佐、
久保田消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 平岡総務副大臣挨拶

(3) 議題

① プロバイダ責任制限法検証WG提言案について

② 迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG提言案について

③ その他

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) プロバイダ責任制限法検証WG提言案について

・長谷部主査から資料1及び資料2に基づき、プロバイダ責任制限法検証WGの検討結果及び提言について説明があった。

・主なやり取りは以下のとおり。

(桑子構成員)

・通信業界としてもこの提言が適切と考えている。この提言を踏まえて、発信者情報開示のガイドラインの見直しを進める準備をしている。

(堀部座長)

・プロバイダ責任制限法については、今年で制定後10年を経過。旧郵政省時代に検

討し、施行時にマスコミでも大きく取り上げられたのを記憶している。

- ・プロバイダ責任制限法の運用については、各ガイドラインの役割が非常に重要。提言案では、ガイドラインの改正が盛り込まれているが、パブコメを実施した後で改正の手続きを進めてもらいたい。

【提言案について】

提言案については、1ヶ月のパブリックコメントの手続きをとることとなった。

(2) 迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG提言案について

- ・新美主査から資料3及び資料4に基づき、迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WGの検討結果及び提言について説明があった。
- ・主なやり取りは以下のとおり。

(野原構成員)

- ・国際連携の推進として、迷惑メールに対する日本の取組を海外に紹介するとあるが、これまでに海外のISPで日本の取組(OP25B)を取り入れた例はあるのか。

(事務局)

- ・これまで、フィリピンで導入している例があると聞いている。

(野原構成員)

- ・提言案では、日本の成功事例を普及していくということであるが、今後どのような取組を進めていく予定なのか。

(事務局)

- ・現在、日本で導入しているOP25Bを海外に紹介するための資料を作成中で、いろいろな機会を通じて海外の関係機関に紹介していく予定。

(野原構成員)

- ・いわゆる「迷惑メール」については、海外発信のものがほとんどであるので、海外での取組を広めてもらいたい。

(事務局)

- ・海外連携として、諸外国が参加するLAP会合で情報交換をしている。また、現在、中国、ブラジルの迷惑メール対策を進めている機関との間で、迷惑メールのIPアドレスの交換をしている。

(新美主査)

- ・迷惑メールについては、海外でもその取組は進んでいるが、ある国で送信の取り締まりをすると別の国で送信されてしまうというモグラたたき状態である。今後も地道に日本での成功例を海外に紹介して、対策を進めていきたい。

(堀部座長)

- ・迷惑メール対策としては、今後とも国際的な連携が重要になってくる。これまでも、国際会合の場で日本の取組を紹介してきた。また、海外と歩調を合わせるため2008年に日本でもオプトイン方式を導入したところ。

(木村構成員)

- ・ 商業広告メールの表示について、業者間の取り決めはあるのか。

(事務局)

- ・ 「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」に必要な表示事項や表示の方法について規定されている。

(木村構成員)

- ・ 文字のポイントについて規定はあるのか。

(事務局)

- ・ 具体的なポイント数についての規定はないが、受信者にとって見にくいような記述はしない旨の規定はある。

【提言案について】

提言案については、1ヶ月のパブリックコメントの手続をとることとなった。

以上